

様式 2

様式2

平成21年度 特別支援学級児童生徒個別調査票

	記 載 者 名	職		氏名
学 校 名				
ふりがな 児童生徒名	生 年 月 日	平 成 年 月 日	生 (歳 月)	学 年 年
障害の状況				
個別検査の記録	検査機関 () 検査者名 () 検査年月日 (平成 年 月 日)			
(個別知能検査)	田中ビネー検査	精神年齢[MA] (歳 月)	生活年齢[CA] (歳 月)	知能指数[IQ] ()
(その他の検査)	W I S C - III	言語性 [VIQ] ()	動作性 [PIQ] ()	全検査 [FIQ] ()
	検査名 () 結果 ()			
生活や学習の様子				
所 見				

※ 1 記載は、当該学校の職員が行うこと。
 2 学年は、平成21年度のものを入力すること。
 3 「障害の状況」欄には、障害の種類、重複等の状況を記入すること。
 4 「(その他の検査)」欄には、集団知能検査や他の個別検査(社会能力検査等)を実施している場合に記入すること。
 5 「生活や学習の様子」欄には、国語・算数等教科の様子も記入すること。
 6 例) [生活面] 衣服の着脱は、ひとりでは、新しいことに興味を示すが、一つのことには集中するのが困難である。等
 [学習面] 算数 3～5以下の数は、数詞、具体物、数字が一致し理解できる。長短の概念は形成されているが、実測は困難である。等
 「所見」欄には、対象児童生徒が特別支援学級に在籍することの理由や必要性、保護者の意向等について、具体的に記入すること。

様式 3

様式3

平成21年度公立小・中学校特別支援学級の設置に関する協議
個別検査の記録

○対象児童生徒 氏名 () (男・女) 年

○在籍校・学年 立 学校

○検査日 平成 年 月 日 ()

○検査場所 ()

○検査者 所属 ()

○検査結果 職名 () 氏名 ()

○検査結果 <田中ビネー検査> 精神年齢 [MA] (歳 月)

生活年齢 [CA] (歳 月)

知能指数 [IQ] ()

<WISC-III> 言語性 [VIQ] ()

動作性 [PIQ] ()

全検査 [FIQ] ()

※上記の検査の内、いずれかの結果でも可とする。

○検査者所見 ※ 検査時の児童生徒の様子等を記載する。

※市町村(組合)教育委員会記入欄

担当者 職 () 氏名 () 印)

資料 4

特別支援学級等教育課程【様式例】

(様式 1)

平成 年度

(知的障害，病弱，肢体不自由，弱視，難聴，自閉症・情緒障害) 特別支援学級教育課程

学校名 ()

1 教育目標

- (1) 学校の教育目標
- (2) 特別支援学級の教育目標
- (3) 特別支援学級の教育目標を達成するための基本方針

注：・ いずれかを明示すること。
・ 障害種別ごとに教育課程を編成すること。

2 指導の重点

3 その他の特別な配慮事項

4 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学 月 年 学級名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計

- (注) ・ 特別支援学級の年間授業日数を記入すること。
・ 特別支援学級を1学級設置の場合は，特別支援学級名欄は1学級分だけでよい。
・ 2学級以上の学級設置については，その数に応じて書くこと。

(2) 年間授業時数配当表

特別支援学級名	教科名 領域名	教科 担当者名	使用教科書または 副読本名	週あたり 授業時数	年間授業 時 数	交流学級での授業 *1 参照

- (注) ・ 特別支援学級で行っている授業（特別支援学級担任が付き添って交流学級で授業を行う場合を含む。）について記入すること。

* 1 交流学級で授業を行う場合には，欄内に「交流」と記入すること。

5 年間指導計画

月 教科等	4月	5月	6月			12月	1月	2月	3月
	国語								
算数									

(注)・ 各校で作成している年間指導計画(特別支援学級の部)を添付してもよいが、できるだけA4判の大きさにまとめること。

6 関連資料

(1) 学級編制

学級名	担任者名	在籍者数			編制の基準
		男子	女子	計	

(注) ・ 特別支援学級を1学級設置の場合は、特別支援学級名欄は1学級分だけでよい。
2学級以上の学級設置については、その数に応じて書くこと。
・ 「編成の基準」には、『知的発達の遅れ』等、学級の編制に係わる障害の状況について記入すること。

(2) 学年別・性別・在籍児童生徒数

()学級

学年 性別	小学校							中学校			
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計
男子											
女子											
計											

(注)・ 2学級以上設置の場合は、その数だけ(2)の表を作成すること。

(3) 児童生徒の状況等

番号	学年	性別	障害の状況	学習の様子	配慮事項
1					
2					

(注)・ 在籍児童生徒全員について具体的に記入すること。

(4) 週時程表

(注)・ 学級の指導状況が分かるもの(できるだけA4判の大きさ)を添付すること。

(様式 2) 平成 年度 (言語障害 , 発達障害 ・ 情緒障害) 通級指導教室教育課程
 学校名 ()

1 教育目標

- (1) 学校の教育目標
- (2) 通級指導教室の教育目標
- (3) 通級指導教室の教育目標を達成するための基本方針

注 : ・ いずれかを明示すること。

2 指導の重点

3 その他の特別な配慮事項

4 通級児童生徒数 (5 月 1 日現在見込み)

学年	自校通級			他校通級			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
(幼児)									
1 年									
2 年									
3 年									
4 年									
5 年									
6 年									
合計									

5 個別指導計画 (別紙)

- (注) ・ 障害の特性を考慮した内容であること
- ・ 在籍校 (学級) で欠ける時数と教科領域名を明記すること。

6 指導担当表

- (注) ・ 週の担当者の指導状況が分かるもの。

7 その他

- (1) 通級による指導実施要項 (通級のきまり)
- (2) 入級の手順
- (3) 教育相談の計画
- (4) その他

- (注) ・ 幼児等の継続教育相談 (指導) を行っている場合は , 含めて記述する。

資料 5

特別支援学級及び通級指導教室指導重点解説（平成 21 年度版）

1 児童生徒の実態を的確に把握し、個に応じ、「生きる力」をはぐくむ教育課程の編成と実施に努める。

特別支援学級や通級指導教室に在籍，通級する一人一人の児童生徒の障害の状態及び発達段階や特性等は様々である。したがって，まず個々の児童生徒の実態を的確に把握し，その上で個に応じた教育課程の編成と実施に努めることが大切である。

編成と実施に当たっては，児童生徒の実態に即した目標の設定，指導計画の作成及び指導方法の工夫・改善に努めるとともに，一人一人のよさが十分発揮できるよう，適切な評価に努めることが大切である。

また，自立的な生活を目指した指導の充実に努めていくことも必要である。

(1) (特・通) 指導計画の立案に当たっては，一人一人の障害の状態及び発達段階や特性等に応じて，各教科等の目標や指導内容を明確にする。また，児童生徒が主体的に学習に取り組むことができるよう，指導方法の工夫・改善に努める。

ア 特別支援学級においては，生活を中心にして望ましい経験を積み，実際の活動を通して知識を習得して，実践力が身に付くように，遊びの指導や日常生活の指導，生活単元学習，作業学習などの領域・教科を合わせた指導を計画するなど指導形態の工夫をする。また，学習活動の展開に当たっては，個に配慮した集団活動を工夫する。

イ 児童生徒が興味をもって主体的に取り組み，成就感を味わうことができる指導内容を取り上げる。

ウ 児童生徒の実態に応じ，具体的な場面で具体的な物を用い，直接的な経験を通して指導するなどの工夫をする。

エ 児童生徒の実態に即した教材・教具を創意・工夫し，必要に応じて自作するなどして活用する。

オ 教育機器などの効果的な活用を図るとともに，学校図書館を計画的に利用し，その機能を活用する。

(2) (特・通) 指導と評価の一体化を図るとともに，児童生徒が成就感を味わい，自信をもつことができるよう，適切な評価に努める。

ア 指導計画を作成する段階から，児童生徒の実態に合わせた課題を設定し，評価の視点を明確にしておく。

イ 児童生徒の学習への関心・意欲・態度の評価の方法を工夫するなどして指導の過程や成果を評価し，学習意欲の向上を図るとともに，指導の改善を行う。

(ア) 課題，評価内容は，児童生徒にも分かりやすいように，聴覚や視覚等様々な感覚を通して確認できる方法を工夫する。

(イ) 課題を達成できた点や身に付いている点に注目し，それらをさらに伸ばしていく評価を心がける。

(ウ) 評価の記録を累積し，指導計画の有効性や妥当性を検討し，より効果的な指導へ発展させていくようにする。

(3) (特・通) 自立的な生活の基礎をはぐくむ教育の充実に努める。

ア 領域・教科を合わせた指導や個に配慮した集団活動において，基本的生活習慣に関する内容や集団生活上必要な内容に重点を置き指導に当たる。

イ 判断力の育成や体力の向上，経済生活や職業生活などの自立的な生活にかかわる内容についての指導を取り上げる。

(4) (特) 総合的な学習の時間の実施に当たっては、その趣旨とねらいに即して、創意・工夫を生かした教育活動に努める。

ア 社会体験，生産活動や交流及び共同学習などの体験的な学習，問題解決的な学習を積極的に取り入れる。

イ 多様な学習形態，地域の教材や学習環境の積極的な活用を図る。

2 障害のある児童生徒が生き生きと学習できる環境づくりに努める。

障害のある児童生徒に対する教育の目標を達成するに当たっては，教育条件の改善や児童生徒を取り巻く環境の整備に負うところが大きい。したがって，障害のある児童生徒が生き生きと学習できるようにするためには，まず，その実態に応じた適切な就学指導がなされることが大切である。

また，各学校においては，特別支援学級や通級指導教室を学校経営全体の中に明確に位置づけ，障害のある児童生徒に対する正しい理解を学校の教育活動全体を通して推進する必要がある。

さらに，交流学級や在籍学級の担任，保護者，関係機関及び地域の特別支援学校との連携を図り，指導の効果を高めるように努めるとともに，積極的な交流及び共同学習を推進することが大切である。

(1) (特・通) 学校経営全体の中に特別支援学級や通級指導教室を明確に位置づけるとともに，児童生徒及び保護者にとって魅力あるものとするように努める。

ア 特別支援学級や通級指導教室が，学校全体の中で連携のとれた運営がなされ，障害のある児童生徒が配慮された環境の中で教育が受けられるようにする。

イ 特別支援学級や通級指導教室が，学校経営全体の中で主体性をもった一つの学級や教室として運営されるよう明確な位置づけをする。

(2) (特・通) 交流学級や在籍学級の担任，保護者，関係機関及び地域の特別支援学校との連携を図り，指導の充実に努める。

ア 保護者の話や願いを受けとめるとともに，教育方針や教育内容を示し，理解を得て，保護者と担任との信頼関係をつくる。

イ 「個別の教育支援計画」を作成するとともに，その活用を図る。

ウ 教育活動の円滑な運営を図るために，交流学級や在籍学級の担任，関係機関と情報交換を行う。

エ 障害のある児童生徒の指導に関する相談や研修会を通して，特別支援学校との連携を図る。

(3) (特) 児童生徒が，かかわり合って共に活動する場を積極的に設けるように努める。

ア 児童生徒の経験を広め，社会性や豊かな人間性をはぐくむため，通常の学級の児童生徒及び地域社会の人々と活動を共にする交流及び共同学習の場を設ける。

イ 障害の状態及び発達段階や特性等の差に幅広く対応でき，しかも，集団性・協同性の高い活動の場を設け，集団活動を活発にし，さらに児童生徒の支え合いを大切にする指導が行われるよう配慮する。

ウ 特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習を，実状に応じて，教育課程に位置づけて積極的に推進する。

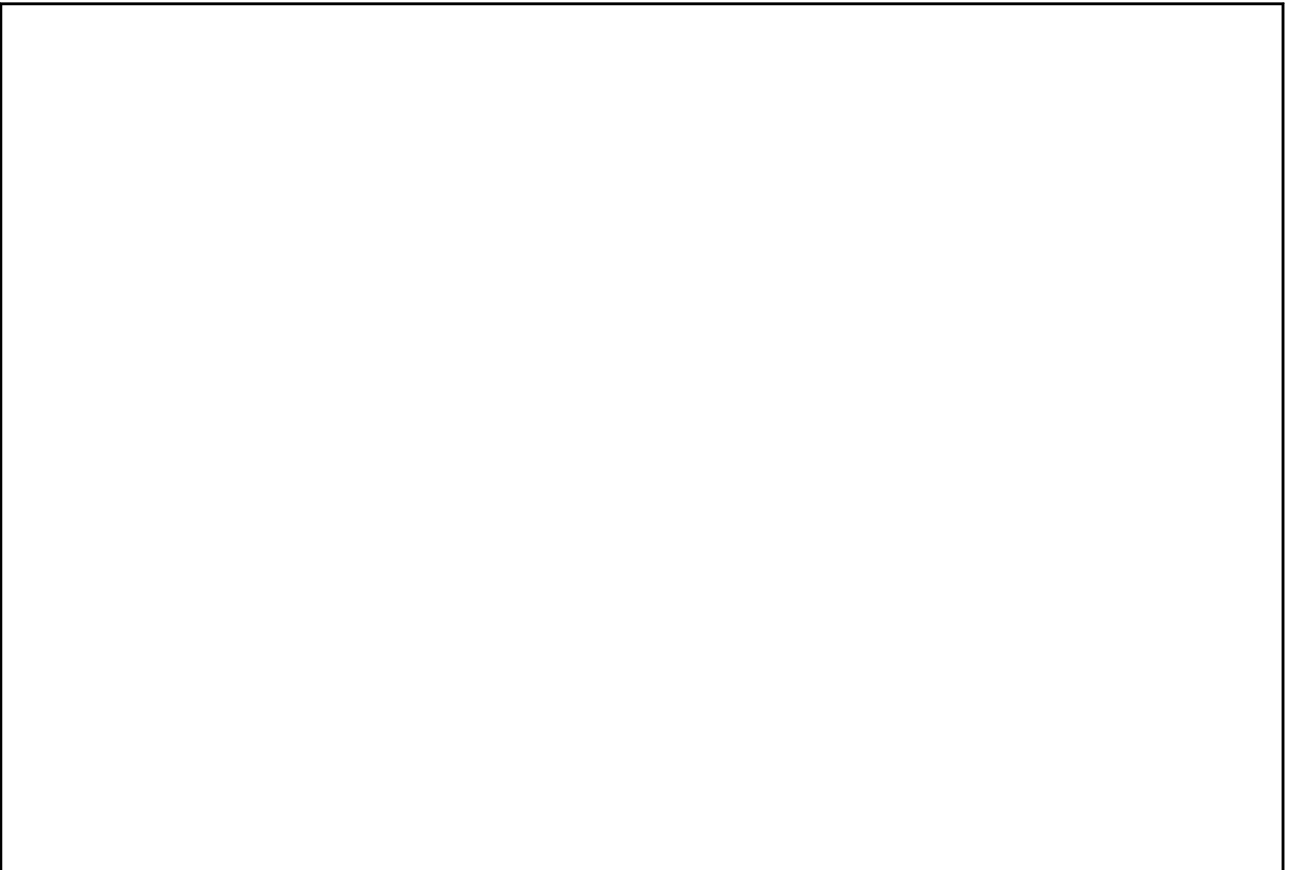
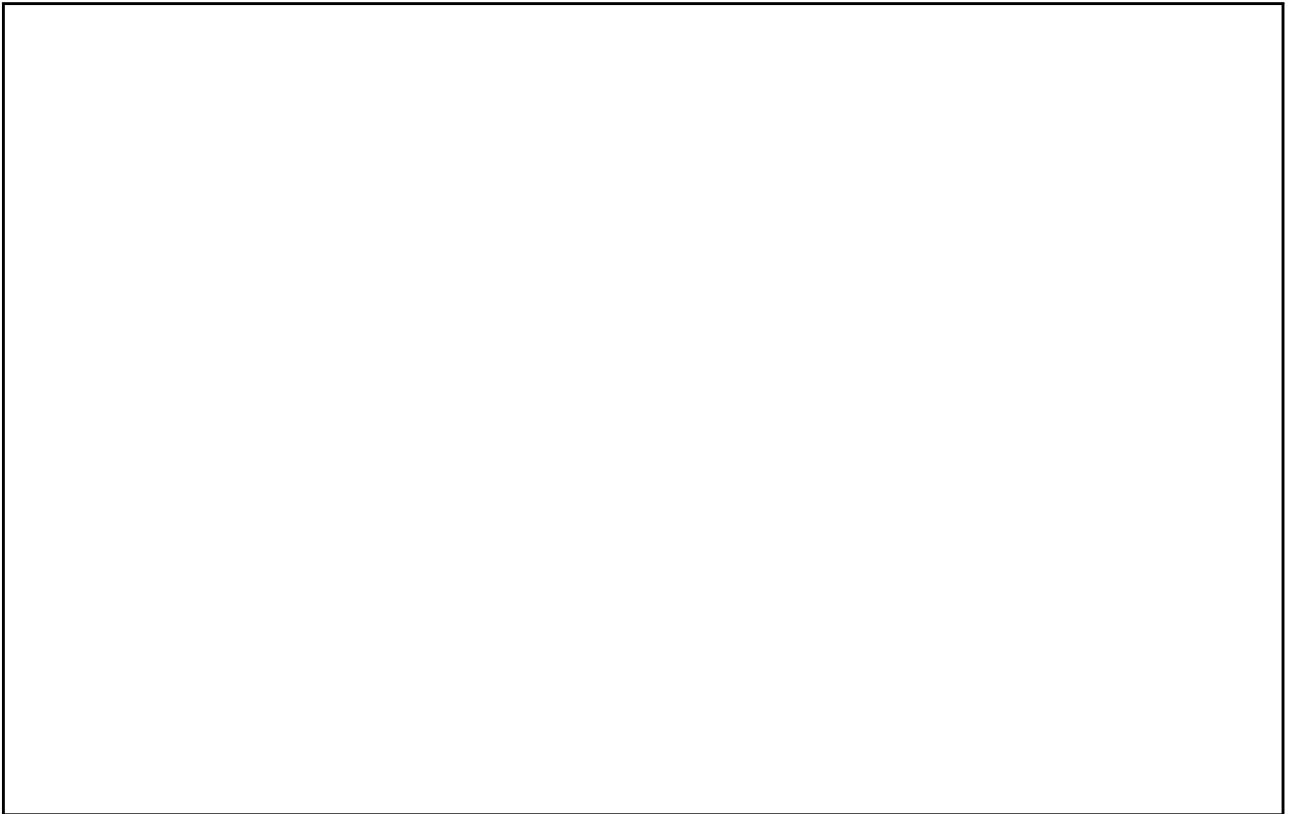
(4) (特・通) 一人一人のニーズに応じた適切な教育相談に努め，地域における障害のある幼児・児童・生徒の教育に関する相談のセンター的役割を果たすように努める。

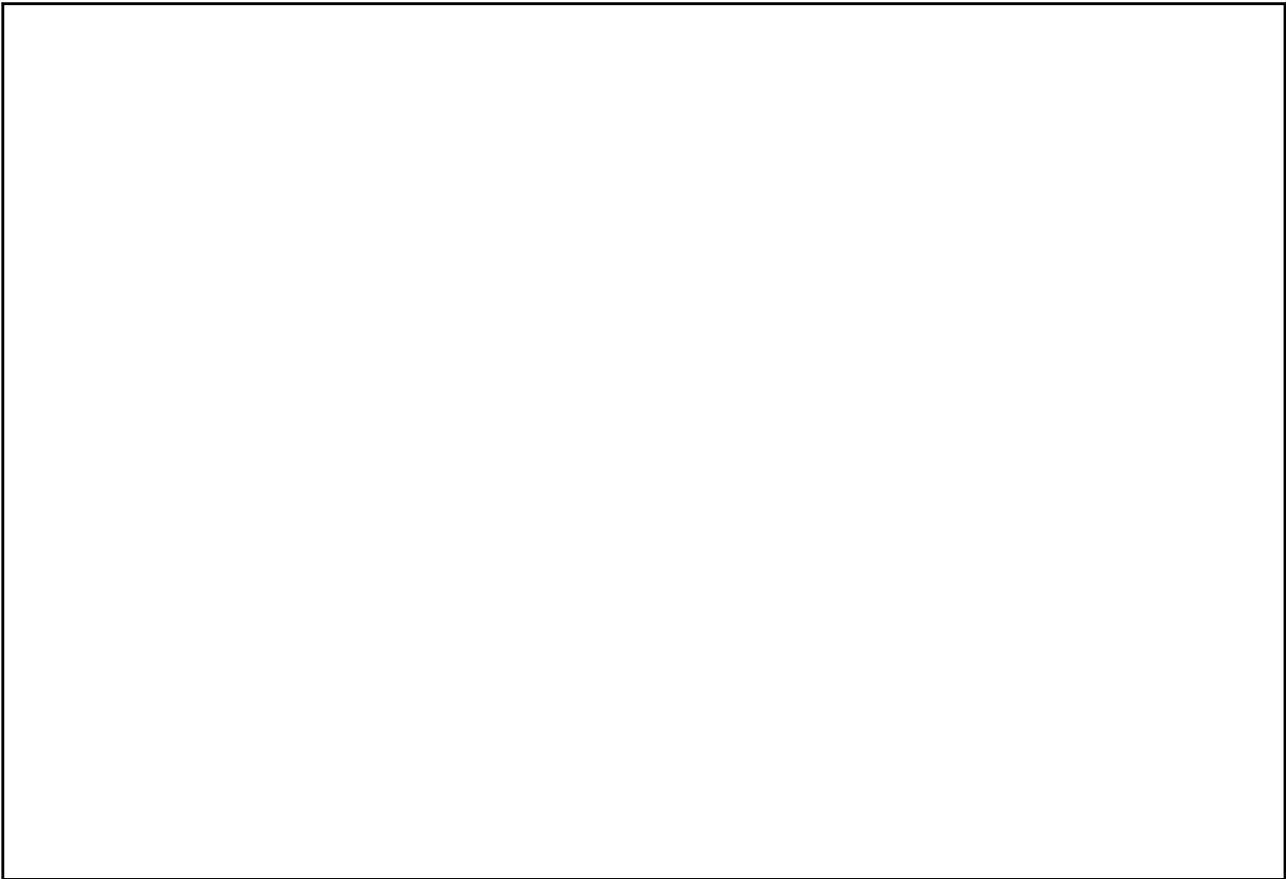
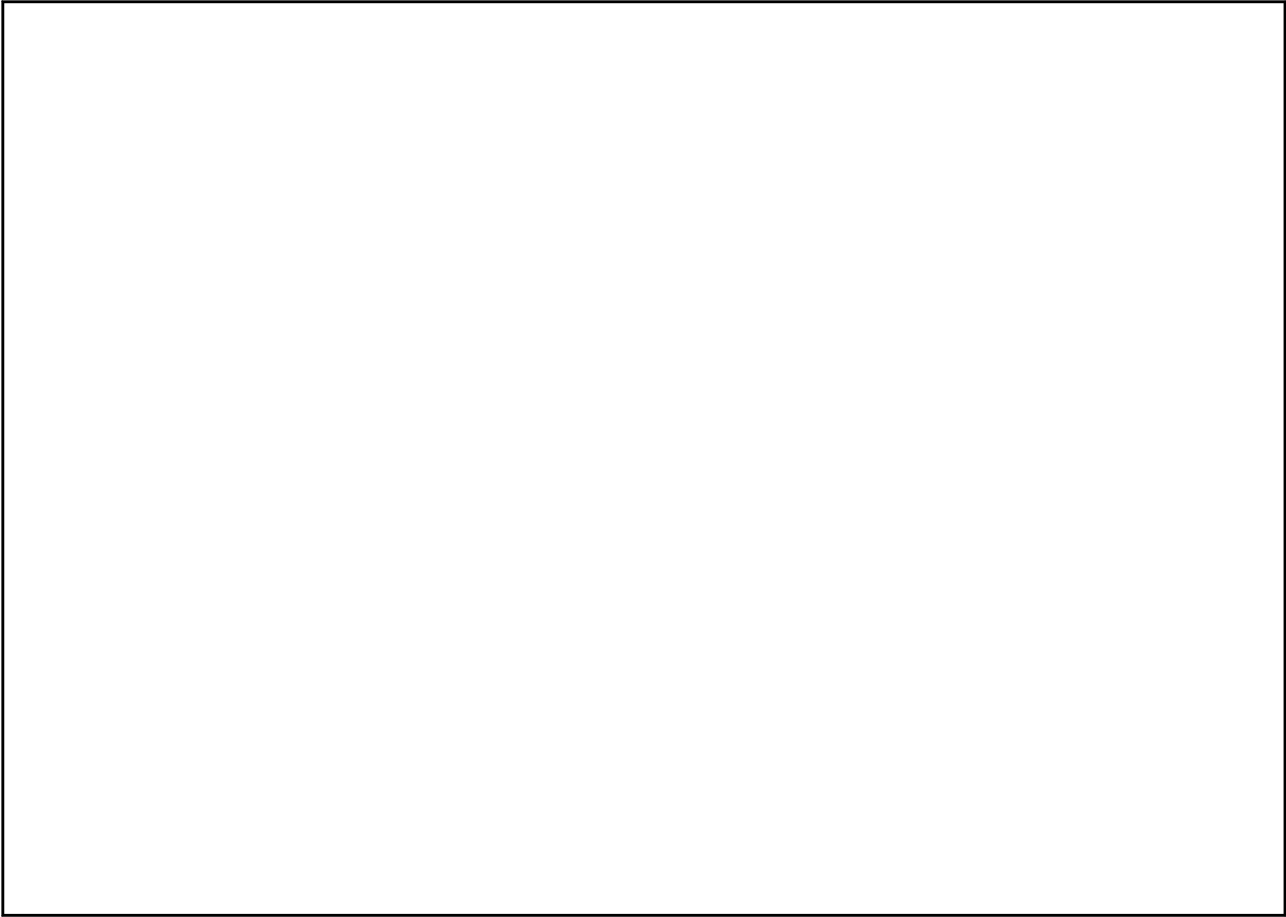
ア 諸検査や専門家の診断によって，障害のある児童生徒の実態を把握し，一人一人のニーズに応じて，適切な教育的支援を受けられるように，教育相談等を行う。

イ 面接，資料提供，授業参観などを通して，地域における障害のある幼児・児童・生徒の教育に関する相談に対応する。

資料 6

特別支援学級における個別の指導計画【様式例】





< 引用・参考文献 >

- ・「小学校学習指導要領」(平成20年3月) 文部科学省
- ・「小学校学習指導要領解説 総則編」(平成20年8月) 文部科学省
- ・「中学校学習指導要領」(平成20年3月) 文部科学省
- ・「中学校学習指導要領解説 総則編」(平成20年9月) 文部科学省
- ・「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成21年3月) 文部科学省
- ・「平成20年度教育課程説明会資料 (特別支援学校)」(平成21年1月) 文部科学省
- ・「平成20年度教育課程説明会資料 (特別支援学校)」(平成21年1月) 文部科学省
- ・「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」(平成20年1月) 中央教育審議会
- ・「小・中学校におけるLD(学習障害), ADHD(注意欠陥/多動性障害), 高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」(平成16年1月) 文部科学省
- ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」(平成17年12月) 中央教育審議会
- ・「LD・ADHD・高機能自閉症等を含む障害のある子どもへの支援のために特別支援教育コーディネーター実践ガイド」(平成18年3月) 国立特別支援教育総合研究所
- ・「初めて特別支援教育に携わる先生のための手引き」(平成16年3月) 福岡県教育センター
- ・「特殊学級担任のためのハンドブック」(平成13年3月) 北海道立特別支援教育センター
- ・「平成20年度特別支援学級及び通級指導教室教育課程編成の手引」 長崎県教育委員会
- ・「特別支援学級のGood Practice」(平成18年9月) 国立特別支援教育総合研究所
- ・「小・中学校の特別支援教育を支えるための情報ガイド」(平成20年3月) 国立特別支援教育総合研究所
- ・「『交流及び共同学習』の推進に関する実際研究」(平成20年3月) 国立特別支援教育総合研究所
- ・「小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた総合的研究」(平成20年3月) 国立特別支援教育総合研究所
- ・「特別支援学級・特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の支援の充実にに関する研究」(平成20年3月) 北海道特別支援教育センター
- ・「特別支援教育コーディネーターハンドブック」(平成20年3月) 山梨県教育委員会
- ・「平成19年度山梨県総合教育センター研究紀要」(平成20年3月) 山梨県総合教育センター
- ・「特殊学級『個別の指導計画』甲府プランその1...作成の手引き...」(平成15年3月) 甲府市心身障害児教育研究会

執筆/編集

本書については、山梨県教育庁新しい学校づくり推進室特別支援教育担当と、山梨県総合教育センター特別支援教育部との協働で作成しました。

[研究テーマ]

特別支援教育推進のための実際的研究

- 『特別支援学級等担当者ハンドブック』作成を通して -
平成20年度山梨県総合教育センター特別支援教育グループ主事研究

< 編 集 >

山梨県教育庁新しい学校づくり推進室

主幹・指導主事 河野 一郎
指 導 主 事 雨宮 貴雄
指 導 主 事 土肥 満
指 導 主 事 河西 慶仁
指 導 主 事 小林 勝

山梨県総合教育センター特別支援教育部

部 長 清水甲子雄
主幹・研修主事 羽中田佳彦
研 修 主 事 井戸 和美
研 修 主 事 上野 真美
非 常 勤 嘱 託 伊藤 恵

< 編集協力者 >

甲府市立里垣小学校教諭 飯沼 裕美
甲府市立伊勢小学校教諭 河野美保子
甲斐市立竜王小学校教諭 佐野ますみ
富士河口湖町立小立小学校教諭 原田 利恵
中央市立田富小学校教諭 保坂 厚資
山梨市立日川小学校教諭 中村しげみ
甲斐市立敷島北小学校教諭 渡邊 美紀
甲斐市立玉幡中学校教諭 鷹野 美香

特別支援学級担任・通級指導教室担当者ハンドブック

2009【平成21】年3月

発行/山梨県教育庁新しい学校づくり推進室

特別支援教育担当

山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話：055-223-1752

子どもたちが輝くために
特別支援学級担任
通級指導教室担当者
ハンドブック

山梨県教育委員会
平成21年3月